

ウクライナ及び周辺国への避難民に対する赤十字の支援

避難民数：1,400万人以上

(内訳) 国内避難民、770万人以上、国外への避難民 680万人以上

(令和4年5月31時点、出典：UNHCR)



ポーランド:ルブリンの避難所での支援



スロバキア：避難してきた方への 応急手当やこころのケア



ハンガリー： 妊婦さんを診察する医療チーム



ウクライナ人道危機への対応

(令和4年5月31日時点)



＜日本赤十字社の対応＞

1. 「ウクライナ人道危機救援金」の募集：3月2日～9月30日（予定）
2. 国際赤十字への資金拠出：計37億円 (ICRC・連盟に半々)
3. 人的貢献：
 - ①臨時診療所開設支援のため、薬剤師1名をウクライナ西部に派遣（4月28日～）
 - ②輸送される救援物資等の搬送手配や管理を行うため、職員1名を国際救援倉庫が設置されたモルドバに派遣（3月25日～）
 - ③調整員として本社職員を国際赤十字の調整拠点（ハンガリー）へ派遣（3月15日～）
4. 広報：赤十字の7原則や国際人道法の普及



プシェミル駅で避難してきた方に
医療支援を提供するポーランド赤十字社スタッフ



©ICRC

負傷された方を救護するICRCスタッフ

＜みなさまへ特に願いしたいこと＞

- 現地の活動を支えるための継続的な資金協力
- 国際人道法の理解・遵守および周りの方への周知



資金拠出先	支援要請額 (対象期間[予定])	主な使いみち
赤十字国際委員会 (ICRC) (主にウクライナ国内の紛争地域を対象に支援)	1.5億スイス Franc (約200億円) ※今後、3億スイス Franc に増額予定 (2022年12月末迄)	<ul style="list-style-type: none">紛争犠牲者支援（避難民/負傷者/被拘束者含む）、民間人の保護飲料水、食料、医薬品などの物資の提供家屋やインフラの修復、こころのケア、安否調査国際人道法の普及や地雷・不発弾のリスクの啓発、遺体の取り扱い等
国際赤十字・赤新月社連盟 (主にウクライナ国内及び周辺国を対象に支援)	5.5億スイス Franc (約745億円) (2024年2月末迄)	<ul style="list-style-type: none">国際支援の調整 + 現地及び周辺国赤十字社の活動の支援ウクライナから避難された方の受け入れ支援、避難所の提供現金・救援物資の配付情報提供（携帯電話SIMカード提供等）医療支援、こころのケア等

国際赤十字の主な国際支援の枠組み(送金の流れ)



赤十字
国際委員会



ICRC

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

国際赤十字・
赤新月社連盟



IFRC

ウクライナ
赤十字社



ポーランド
赤十字社



ルーマニア
赤十字社



その他の
赤十字社

①
ウクライナ
戦闘地域

②
ウクライナ
国内避難民

③
周辺国への
避難民

赤十字が今、紛争地をはじめ国際社会に強く訴えているのが、民間人等を守るための、「国際人道法」の遵守です。また、赤十字は、核兵器廃絶にも取り組んでいます。

「国際人道法」は、紛争下にあっても、戦闘に参加しない民間人や病院を保護し、また無差別殺戮兵器や原子力発電所等への攻撃を禁止する国際的な取り決め（条約）です。

より多くの人が国際人道法について知り、支持することが、紛争当事者にその遵守を促し、民間人を守ることにつながります。

この機会に、国際人道法について、知ってみませんか。



＜国際人道法の講演依頼はこちらまで＞

日本赤十字社 山口県支部
電話番号：083-922-0102
メール：info@yamaguchi.jrc.or.jp

国際人道法についての簡単な動画は、
こちらから
<https://vimeo.com/677923825>

